

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 1 2 日

市内地域密着型サービス事業所
市内居宅介護支援事業所 管理者・施設長 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

令和 6 年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出期限について

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定に伴い、新たな加算等が設けられる予定であることから、本市が所管する介護保険サービス事業所・施設について令和 6 年 4 月 1 日から算定を開始する報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和 6 年 4 月 1 5 日（月）とする取扱いとします。

上記期限までに届出された場合は、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用することとしますので、期限を厳守の上、届出をお願いいたします。

期限までに提出をされなかった場合、令和 6 年 4 月 1 日に遡及する特例は適用できません。その場合は、届出に係る加算等の算定の開始時期は通常の届出に係る取扱いとなりますのでご注意ください。

なお、体制届に添付する介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び各種加算届出書等の添付書類の様式については見直しが見込まれています。体制届に添付する書類につきましては、新様式により提出をお願いすることとなります。新様式につきましては、様式が決まり次第、本市ホームページ等でお知らせいたしますのでよろしくご願ひいたします。

記

- 1 令和 6 年 4 月 1 日から算定を開始する場合の体制届等の提出期限
令和 6 年 4 月 1 5 日（月）
- 2 加算等の算定開始時期
裏面別表のとおり
- 3 対象となる体制届等
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制届別紙 1）
 - ・各種加算届出書等の添付書類
 - ・令和 6 年度処遇改善計画書

(問い合わせ先)
笠岡市健康福祉部長寿支援課
介護事業者指導係
(TEL 0865-69-2139 担当：清水・手島)

○加算等の算定開始時期別表

サービス種類等	令和6年度の加算等算定開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 	<p>○<u>4月15日までの受理</u> →4月1日から算定開始(特例) →5月1日から算定開始(通常)</p> <p>○4月16日から5月15日までの受理 →6月1日から算定開始</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>○<u>4月15日までの受理</u> →4月1日から算定開始(特例)</p> <p>○4月16日から5月1日までの受理 →5月1日からの算定開始</p> <p>○5月2日から6月1日までの受理 →6月1日からの算定開始</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・旧3加算(介護職員処遇改善加算, 介護職員等特定処遇改善加算, 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※4月・5月分) ・<u>令和6年度処遇改善計画書</u> 	<p>○<u>4月15日までの受理</u> →4月1日から算定開始(特例)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新加算(介護職員等処遇改善加算) ※6月分以降 (地域密着型通所介護, (介護予防) 認知症対応型通所介護, (介護予防) 小規模多機能型居宅介護) 	<p>○<u>5月15日までの受理</u> →6月1日から算定開始(特例)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新加算(介護職員等処遇改善加算) ※6月分以降 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) 	<p>○<u>6月1日までの受理</u> →6月1日から算定開始(特例)</p>